

建設業の事業主のみなさまへ

～労働保険料の申告等にあたっての留意事項をお知らせします～

建設業に適用される労働保険は、以下の「3種類」があります。

① 工事現場の労災保険

加入義務	元請の事業主
給付概要	建設工事現場の労働者が業務中や通勤途上に災害が起きた場合



② 工事現場以外の事務所や作業場の労災保険

加入義務	元請・下請事業に <u>関係なく</u> 、従事する労働者がいる事業主
給付概要	建設工事現場以外で業務を行う労働者が、業務中や通勤途上に災害が起きた場合 (例) <ul style="list-style-type: none">・工場や作業場で(特定の現場のものでない)製品を作る・作業場や資材置場で片付け、整理、道具の手入れを行う・営業、事務(会社の経理等)

③ 雇用保険

加入義務	元請・下請事業に <u>関係なく</u> 、該当する雇用保険資格者(1週間の所定労働時間が20時間以上であり、31日以上雇用見込みがある場合)がいる事業主
給付概要	労働者が失業した場合や、雇用の安定を図るための各種給付金・助成金

- ・ご不明な点等ございましたら、鳥取労働局労働保険徴収室(0857-29-1702)までご連絡ください。